

経 済 産 業 省

平成 22・04・09 貿局第 1 号
輸入注意事項 2 2 第 3 9 号
経済産業省貿易経済協力局

「決済通貨等の取扱いについて」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 2 2 年 4 月 2 7 日

経済産業省貿易経済協力局長 柴生田 敦夫

「決済通貨等の取扱いについて」の一部改正について

「決済通貨等の取扱いについて」(昭和 3 4 年 1 月 3 1 日付け 3 4 通局第 1 7 0 号・輸入注意事項 3 4 第 3 号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。

「決済通貨等の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○決済通貨等の取扱いについて（昭和34年1月31日付け輸入注意事項34第3号・34通局第170号）

改 正 後	現 行
1 (略) 2 送状金額の表示通貨と決済に使用する通貨とが異なる場合には、送状金額と決済金額の対比及び輸入承認証に記載された金額と決済金額との対比は決済に使用する通貨建で行う。この場合において送状金額の換算は輸出者と輸入者との間の契約により定められた換算率により行い、輸入承認証に記載された金額のアメリカ合衆国通貨への換算は、<u>外国為替の取引等の報告に関する省令（平成10年大蔵省令第29号）第35条第2号の規定に基づいて財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場を用いて行うものとする。</u> 3 <u>上記2に規定する相場は、輸入関係書類に記載することとされているアメリカ合衆国通貨への換算に適用するものとする。</u> 4 <u>輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）及び輸入貿易管理令別表第1第1号、第15号、第21号及び第22号の規定に基づき、これらの号に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件（平成12年通商産業省告示第789号）において規定する円表示金額の外国通貨への換算は、輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について（平成12年12月28日付け平成12・12・15貿局第3号）に定める相場を用いて行うものとし、契約締結日の属する期間の相場により行う。</u>	1 (略) 2 送状金額の表示通貨と決済に使用する通貨とが異なる場合には、送状金額と決済金額の対比及び輸入承認証に記載された金額と決済金額との対比は決済に使用する通貨建で行う。この場合において送状金額の換算は輸出者と輸入者との間の契約により定められた換算率により行い、輸入承認証に記載された金額の米ドル換算率は、<u>昭和48年6月1日以降当分の間、貿易経済協力局長が別に定める換算率により行う。</u> <u>この場合には、輸入承認証の「数量及び単位（金額）」欄の記載を決済に使用する通貨建に変更し、契約により定められた換算率により換算した送状金額表示通貨建の金額をカッコ書するものとする。</u> 3 <u>輸入貿易管理令別表第1第1号の総価額500万円以下の貨物及び通商産業省告示第540号（輸入貿易管理令別表第1第1号、第3号、第15号、第21号及び第22号の規定に基づき、これらの号の規定する経済産業大臣が告示で定める貨物を定める等の件）の総価額18万円以下の無償の貨物の総価額については、輸入申請時、決済時又は通関時のいずれか早い時期を基準として米ドル以外の通貨で表示されている場合の米ドルへの換算率は2により定められた換算率によるものとする。</u> 4 <u>貿易経済協力局長が別に定める米ドルへの換算率は原則として毎月25日に「経済産業公報」及び「通商弘報」に公表するものとし、この換算率を翌月記載の輸入関係書類に適用するものとする。</u>